

「未来志向型の取引慣行に向けて」に関する自主行動計画のフォローアップ調査（2020年度）集計結果

情報サービス産業協会 事業推進本部

2020年10月から11月にかけて、JISAでは、「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」の一環として、会員各社の取引適正化に係る取組状況や課題を定量的に把握するため、経済産業省中小企業庁が定める業界横断的な自主行動計画の「フォローアップ指針」を踏まえた調査（以下「2020年度調査」という。）を実施した。

本調査は今後も定期的実施する予定であり、回答企業への謝意と本調査の周知を兼ねて、2020年度調査の結果を本稿で紹介する。ご承知のとおり、本調査は、政府の重要施策の一つである未来志向型の取引慣行の醸成に資する取組であり、取引の現状と課題を把握する上で重要な意義を有している。会員各位には次年度以降も回答にご協力をお願いしたい。

なお、自主行動計画策定団体のうち、経済産業省所管の12業種44団体が2020年9月から11月に調査を実施し経済産業省中小企業庁に報告したフォローアップ調査の概要は、以下のサイトで公開されているため、参照されたい。

○中小企業庁

令和2年度「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画に係るフォローアップ調査を実施しました（2021年3月29日）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210329001/20210329001.html>

【2020年度調査】

調査対象：JISA会員企業

調査期間：令和2年10月6日～11月12日

回答件数：74社

【調査の構成と見方】

本調査は、回答企業の属性を確認する「Ⅰ 基礎情報」、役員や各部門への浸透、取引対価の見直しへの対応、連結会社・サプライチェーン全体での取組状況を問う「Ⅱ. フォローアップにおける重要改善指標（プロセス）」、価格決定に当たり取引当事者双方が合意した事項の反映状況、手形の利用状況、生産性向上に向けた取引先との取組を問う「Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）」、2019年3月の自主行動計画の改定により前期より新しく追加された「Ⅳ. 働き方改革・天災等への対応」、業界団体や政府への要望などを問う「Ⅴ. その他」で構成している。

また本調査における対象取引は、下請ガイドラインの対象となる取引（広義の下請取引）であり、下請法対象取引（狭義の下請取引）に限定するものではない。本調査の一部に下請法対象となる取引に限定した設問があるが、その部分には、＜狭義＞と表示している。

I. 基礎情報

取引上の地位 設問1. 貴社自身の取引上の地位に最も近いものをお答えください。

	2018年		2019年		2020年	
完成品メーカー	2	2%	2	2%	3	4%
元請	56	64%	49	58%	40	54%
2次請	27	31%	30	36%	29	39%
3次請	2	2%	3	4%	2	3%
4次請またはそれ以降	0	0%	0	0%	0	0%

資本金規模 設問2. 貴社の資本金をお答えください。(単独決算)

	2018年		2019年		2020年	
1,000万円以下	2	2%	4	5%	1	1%
1,000万円超5,000万円以下	14	16%	12	14%	10	14%
5,000万円超1億円以下	20	23%	18	21%	21	28%
1億円超3億円以下	11	13%	13	15%	9	12%
3億円超10億円以下	16	18%	14	17%	13	18%
10億円超100億円以下	19	22%	18	21%	12	16%
100億円超	5	6%	5	6%	8	11%

従業員規模 設問3. 貴社の従業員数をお答えください。(単独決算)

	2018年		2019年		2020年	
20人以下	0	0%	2	2%	0	0%
20人超50人以下	4	5%	4	5%	4	5%
50人超100人以下	5	6%	5	6%	6	8%
100人超300人以下	19	22%	19	23%	15	20%
300人超1,000人以下	33	38%	31	37%	26	35%
1,000人超1万人以下	25	29%	22	26%	20	27%
1万人超	1	1%	1	1%	3	4%

売上高規模 設問4. 貴社の昨年度の売上高をお答えください。(単独決算)

	2018年		2019年		2020年	
1億円以下	0	0%	0	0%	0	0%
1億円超10億円以下	8	9%	13	16%	9	12%
10億円超100億円以下	36	41%	34	41%	32	43%
100億円超1,000億円以下	36	41%	30	36%	25	34%
1,000億円超	7	8%	6	7%	8	11%

主な発注元 設問5. 貴社への主な発注元について選択してください。【複数回答可】

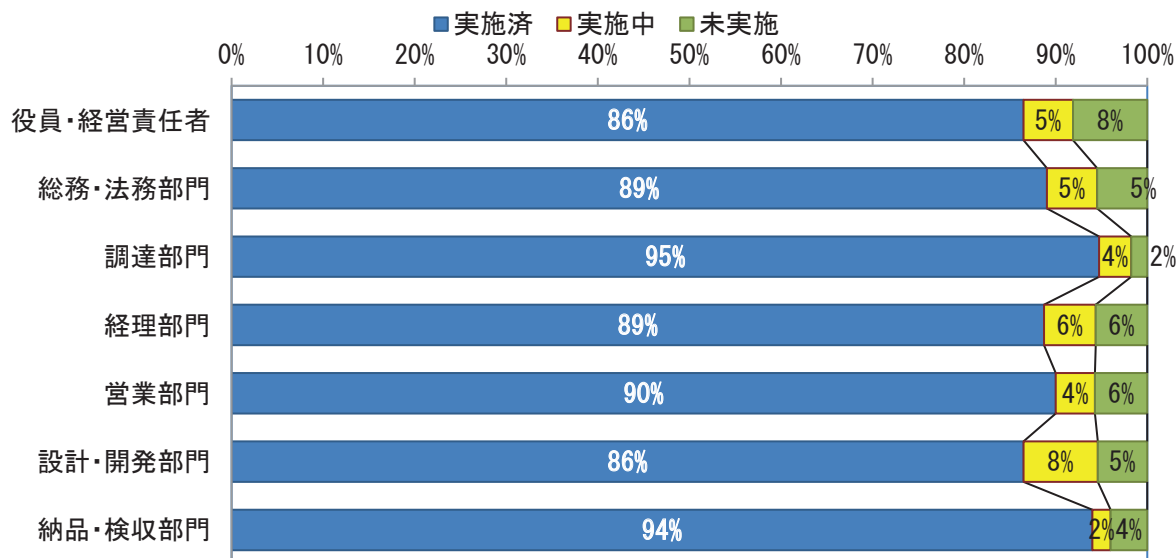
	2018年		2019年		2020年	
ユーザー直接	63	72%	62	74%	46	62%
ユーザー系情報サービス会社	41	47%	41	49%	40	54%
メーカー	46	53%	44	52%	39	53%
メーカー系情報サービス会社	34	39%	40	48%	47	64%
独立系情報サービス会社	30	34%	28	33%	25	34%
その他	3	3%	0	0%	4	5%

Ⅱ. フォローアップにおける重要改善指標（プロセス）

関連法制・自主行動計画の周知

設問6. 下請法や下請ガイドライン、自主行動計画の内容について、各部門の役職員に対して、それぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を周知し、浸透・徹底されていますか。

該当部門がない場合には「該当部門なし」を選択してください。＜広義：取引全般＞



	2018年			2019年			2020年		
	実施済	実施中	未実施	実施済	実施中	未実施	実施済	実施中	未実施
役員・経営責任者	72	4	8	73	3	6	64	4	6
	86%	5%	10%	89%	4%	7%	86%	5%	8%
総務・法務部門	74	4	4	76	4	1	65	4	4
	90%	5%	5%	94%	5%	1%	89%	5%	5%
調達部門	69	3	1	61	2	1	54	2	1
	95%	4%	1%	95%	3%	2%	95%	4%	2%
経理部門	70	5	6	67	4	6	63	4	4
	86%	6%	7%	87%	5%	8%	89%	6%	6%
営業部門	69	6	5	68	3	6	63	3	4
	86%	8%	6%	88%	4%	8%	90%	4%	6%
設計・開発部門	68	6	9	68	4	8	64	6	4
	82%	7%	11%	85%	5%	10%	86%	8%	5%
納品・検収部門	46	5	4	39	2	2	47	1	2
	84%	9%	7%	91%	5%	5%	94%	2%	4%

不合理な原価低減要請を行っていないか／受けていないか

設問7. 貴社が「発注側の立場」となる場合、原価（下請代金）低減要請の方法について、口頭での要請等、振興基準（自主行動計画）に記載された望ましくない事例を行わないことを徹底していますか。／貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において徹底されていますか。

<狭義：下請法対象取引>

	発注側の立場						受注側の立場					
	2018年		2019年		2020年		2018年		2019年		2020年	
実施済	81	95%	78	94%	66	99%	55	89%	63	94%	41	93%
実施中	3	4%	4	5%	0	0%	5	8%	3	4%	0	0%
未実施	1	1%	1	1%	1	1%	2	3%	1	1%	3	7%

設問8. 設問7の「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。

【複数回答可】<狭義：下請法対象取引>

「実施中」や「未実施」の主な理由	2018年		2019年		2020年	
実施・徹底のための具体的な手法が分からないため	2	50%	4	80%	1	100%
社内の合意が難しいため	0	0%	1	20%	0	0%
貴社が受注側となる取引先の要請方法の改善が進んでいないため	0	0%	0	0%	0	0%
その他	1	25%	1	20%	0	0%

労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの協議の徹底

設問9. 貴社が「発注側の立場」となる場合、取引先から、労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、十分に協議することを徹底していますか。／貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において徹底されていますか。<広義：取引全般>

【発注側の立場】	2018年		2019年		2020年	
実施済	78	95%	78	94%	67	96%
実施中	4	5%	3	4%	3	4%
未実施	0	0%	2	2%	0	0%

【受注側の立場】	2018年		2019年		2020年	
実施済	56	84%	66	88%	64	93%
実施中	7	10%	5	7%	5	7%
未実施	4	6%	4	5%	0	0%

設問10. 設問9の「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。

【複数回答可】<広義：取引全般>

「実施中」や「未実施」の主な理由	2018年		2019年		2020年	
実施・徹底のための具体的な手法が分からないため	3	75%	3	60%	1	33%
社内の合意が難しいため	2	50%	1	20%	0	0%
貴社が受注側となる取引先の要請方法の改善が進んでいないため	1	25%	2	40%	0	0%
その他	0	0%	0	0%	1	33%

現金払いや手形等サイトの短縮に向けた方針や計画の策定

設問11. 貴社が「発注側の立場」となる場合、下請代金の支払いについて、現金払い、割引料負担の勘案及び手形等サイトの短縮に向けた方針や計画を策定していますか。／貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において策定されていますか。＜狭義：下請法対象取引＞

【発注側の立場】	2018年		2019年		2020年	
実施済	81	99%	37	97%	36	97%
実施中	0	0%	1	3%	1	3%
未実施	1	1%	0	0%	0	0%
全て現金払いのため該当しない			45		32	

【受注側の立場】	2018年		2019年		2020年	
実施済	54	92%	33	89%	20	100%
実施中	2	3%	2	5%	0	0%
未実施	3	5%	2	5%	0	0%
全て現金払いのため該当しない			30		16	

設問12. 設問11の「発注側の立場」で「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。

【複数回答可】 ＜狭義：下請法対象取引＞

「実施中」や「未実施」の主な理由	2018年	2019年	2020年
社内の合意が難しいため	1	0	0
実施・徹底のための具体的な手法が分からないため	1	0	0
貴社が受注側となる取引先の要請方法の改善が進んでいないため	1	1	0
その他	0	0	0

連結会社に対する適正取引の点検

設問13. 連結会社に対するコンプライアンスの点検項目に適正取引が含まれていますか。／連結会社がない場合は「連結会社なし」を、「発注側の立場」に該当しない場合は「発注側の立場にない」を選択してください。＜広義：取引全般＞

【発注側の立場】	2018年		2019年		2020年	
実施済	43	93%	36	80%	43	91%
実施中	1	2%	4	9%	1	2%
未実施	2	4%	5	11%	3	6%
連結会社なし	39		30		21	
発注側の立場にない			6		7	

取引先を通じての適正取引の働きかけ

設問14. サプライチェーン全体で適正取引を進める観点から、直接の取引先を通じて、その先の取引先へも適正取引の働きかけを実施していますか。／「発注側の立場」に該当しない場合には「発注側の立場にない」を選択してください。＜広義：取引全般＞

【発注側の立場】	2018年		2019年		2020年	
実施済	35	59%	47	61%	42	65%
実施中	3	5%	0	0%	2	3%
未実施	21	36%	30	39%	21	32%
発注側の立場にない	26		6		8	

委託先管理ルールの方策・運用

設問15. 「発注側の立場」となる場合、委託先管理ルール（委託先の選定・調達やプロジェクト管理に関するルール・マニュアル等）を策定し運用していますか。／「発注側の立場」に該当しない場合には「発注側の立場にない」を選択してください。＜広義：取引全般＞

【発注側の立場】	2018年		2019年		2020年	
実施済	76	90%	72	91%	61	91%
実施中	3	4%	2	3%	3	4%
未実施	5	6%	5	6%	3	4%
発注側の立場にない	4		5		7	

契約外・仕様外で委託先に業務を負わせない運用

設問16. 「発注側の立場」となる場合、適切な対価を払わずに契約外・仕様外で委託先に業務を負わせない運用を徹底していますか。／「発注側の立場」に該当しない場合には「発注側の立場にない」を選択してください。＜広義：取引全般＞

【発注側の立場】	2018年		2019年		2020年	
実施済	80	95%	80	98%	69	100%
実施中	4	5%	2	2%	0	0%
未実施	0	0%	0	0%	0	0%
発注側の立場にない	3		2		5	

重層的に下請けさせる取引の自粛

設問17. 「発注側の立場」となる場合、多重取引の削減を自主的に進める観点から、技術や専門性の補完、プロジェクト・マネジメントなどの合理的な理由がある場合は別として、不当に多数の事業者にも重層的に下請けさせる取引は自粛するようにしていますか。／「発注側の立場」に該当しない場合には「発注側の立場にない」を選択してください。＜広義：取引全般＞

【発注側の立場】	2018年		2019年		2020年	
実施済	71	89%	74	90%	67	97%
実施中	5	6%	4	5%	2	3%
未実施	4	5%	4	5%	0	0%
発注側の立場にない	6		2		5	

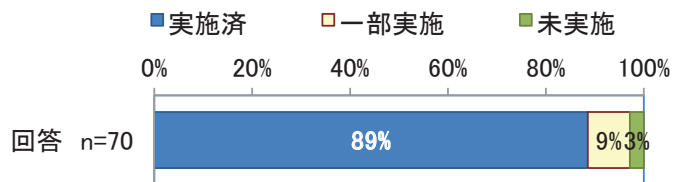
Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

単価の決定・改定の協議

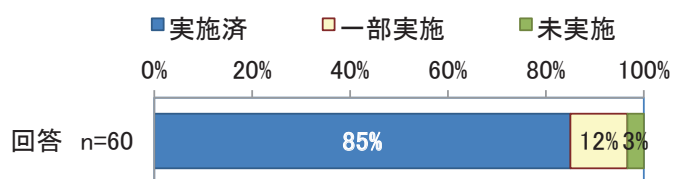
設問18. 2020年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施しましたか。

<広義：取引全般>

発注側の立場		
実施済	62	89%
実施中	6	9%
未実施	2	3%
発注側の立場にない	4	



受注側の立場		
実施済	51	85.0%
実施中	7	11.7%
未実施	2	3.3%
受注側の立場にない	4	



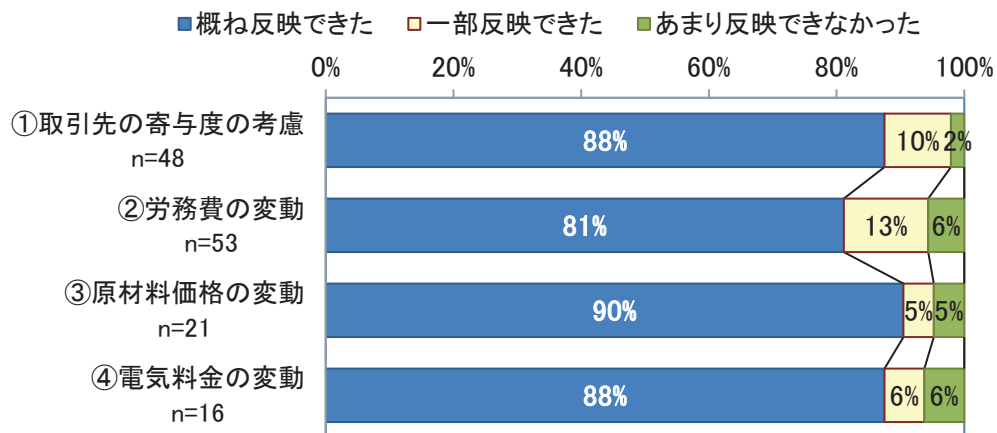
適用する単価の決定・改定に係る合意状況

設問19. 2020年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、反映できたと考える項目をお答えください。

<狭義：下請法対象取引の範囲、ただし②については広義：取引全般>

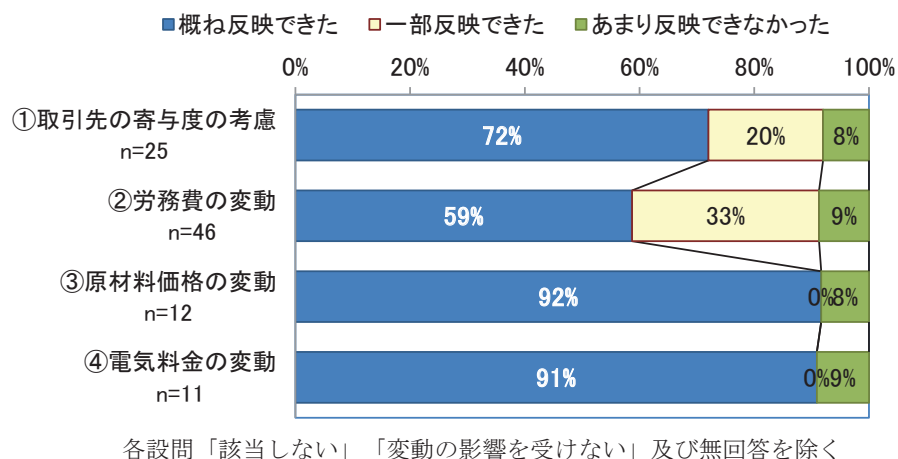
- ①取引先の寄与度を考慮した合理的な原価低減活動の効果
- ②最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動
- ③原材料価格の変動
- ④電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動

発注側の立場	概ね反映できた	一部反映できた	あまり反映できなかった	変動の影響を受けない
①取引先の寄与度の考慮	42	5	1	18
②労務費の変動	43	7	3	11
③原材料価格の変動	19	1	1	42
④電気料金の変動	14	1	1	46



各設問「該当しない」「変動の影響を受けない」及び無回答を除く

受注側の立場	概ね反映できた	一部反映できた	あまり反映できなかった	変動の影響を受けない
①取引先の寄与度の考慮	18	5	2	9
②労務費の変動	27	15	4	8
③原材料価格の変動	11	0	1	20
④電気料金の変動	10	0	1	22



設問20. 設問19で、「一部反映できた」や「あまり反映できなかった」と回答された主な理由をお答えください。

【複数回答可】

発注側の立場	②労務費の変動	③原材料価格の変動	④電気料金の変動
受注側事業者と協議をしたが、転嫁が行えなかった	6	1	1
受注側事業者から要請されたが、協議に応じなかった	0	0	0
受注側事業者から要請されなかった	4	1	1
その他	0	0	0

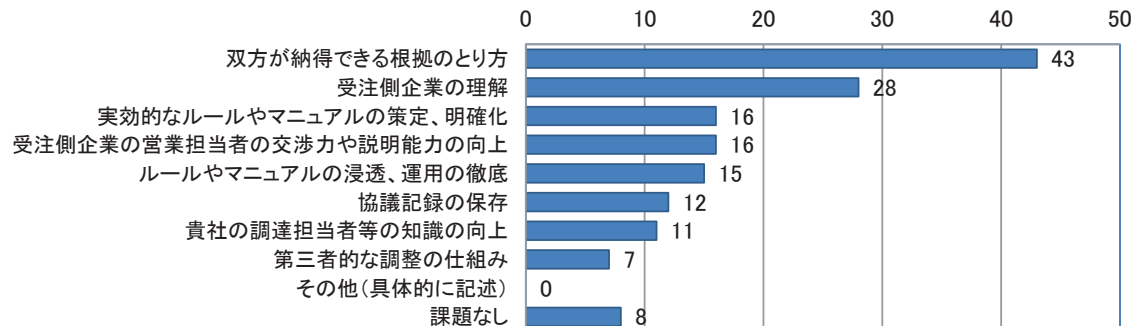
受注側の立場	②労務費の変動	③原材料価格の変動	④電気料金の変動
発注側事業者と協議をしたが、転嫁が行えなかった	16	1	1
発注側事業者から要請されたが、協議に応じなかった	0	0	0
発注側事業者に要請しなかった	0	0	0
その他	0	0	0

取引対価の協議を行うための課題

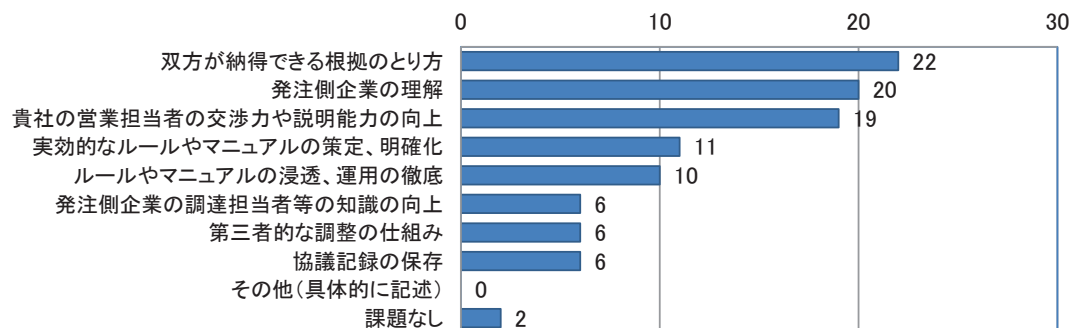
設問21. 取引対価の決定にあたって、より円滑な協議を行うための課題をお答えください。

【複数回答可】＜狭義：下請法対象取引＞

【発注側の立場】



【受注側の立場】



代金の支払い方法

設問22. 下請代金を手形等で支払っている（支払われている）割合はどれくらいですか。

＜狭義：下請法対象取引＞

設問25. 大企業間の取引において、代金を手形等で支払っている（支払われている）割合はどれくらいですか。

＜広義：取引全般＞ ※中小企業の場合は回答不要

発注側の立場	2018年		2019年				2020年			
	下請取引		下請取引		大企業取引		下請取引		大企業取引	
全て現金払い	81	99%	78	99%	41	100%	70	99%	38	97%
10%未満	0	0%	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%
10～30%未満	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
30～50%未満	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
50%以上	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
全て手形払い	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%	1	3%

受注側の立場	2018年		2019年				2020年			
	下請取引		下請取引		大企業取引		下請取引		大企業取引	
全て現金払い	42	91%	39	80%	21	58%	30	94%	20	61%
10%未満	2	4%	9	18%	15	42%	2	6%	12	36%
10～30%未満	1	2%	1	2%	0	0%	0	0%	0	0%
30～50%未満	1	2%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
50%以上	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
全て手形払い	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	3%

手形等の現金化コストの勘案

設問23. 下請代金を手形等で支払っている場合、下請事業者の負担とすることのないよう、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して下請代金の額を決定していますか。

＜狭義：下請法対象取引＞ ※設問22で全て現金払いと回答した場合には回答不要

設問26. 大企業間の取引において、代金を手形等で支払っている場合、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して代金の額を決定していますか。＜広義：取引全般＞

発注側の立場	2018年		2019年				2020年			
	下請取引		下請取引		大企業取引		下請取引		大企業取引	
概ね勘案している (概ね発注側負担)	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%	1	100%
一部勘案している (一部発注側負担)	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
あまり勘案していない (概ね受注側負担)	0	0%	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%

受注側の立場	2018年		2019年				2020年			
	下請取引		下請取引		大企業取引		下請取引		大企業取引	
概ね勘案している (概ね発注側負担)	0	0%	3	38%	3	21%	0	0%	5	38%
一部勘案している (一部発注側負担)	0	0%	3	38%	5	36%	0	0%	4	31%
あまり勘案していない (概ね受注側負担)	3	100%	2	25%	6	43%	1	100%	4	31%

手形サイトの最長期間

設問24. 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトは最長どれくらいですか。

＜狭義：下請法対象取引＞

設問27. 大企業間の取引において、代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトは最長どれくらいですか。

＜広義：取引全般＞

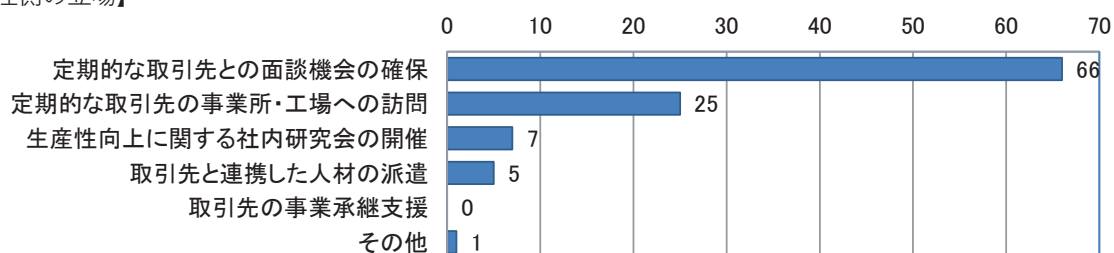
発注側の立場	2018年		2019年				2020年			
	下請取引		下請取引		大企業取引		下請取引		大企業取引	
30日（1ヶ月）以内	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
60日（2ヶ月）以内	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
90日（3ヶ月）以内	0	0%	1	100%	0	0%	1	100%	0	0%
120日（4ヶ月）以内	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
120日（4ヶ月）超	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

受注側の立場	2018年		2019年				2020年			
	下請取引		下請取引		大企業取引		下請取引		大企業取引	
30日（1ヶ月）以内	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	8%
60日（2ヶ月）以内	0	0%	4	50%	3	21%	0	0%	1	8%
90日（3ヶ月）以内	1	33%	2	25%	2	14%	1	50%	1	8%
120日（4ヶ月）以内	2	67%	2	25%	3	21%	1	50%	4	33%
120日（4ヶ月）超	0	0%	0	0%	6	43%	0	0%	5	42%

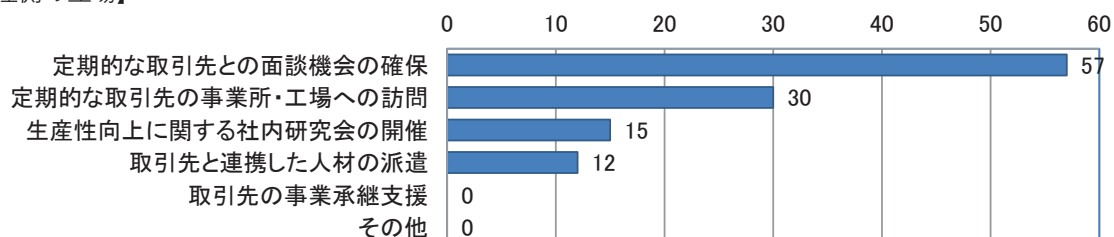
生産性の向上に向けての取り組み

設問28. 取引先と、生産性の向上に向けて取り組んでいることはありますか。なお大企業間の取引に限らずご回答ください。【複数回答可】 <広義：取引全般>

【発注側の立場】



【受注側の立場】



IV. 働き方改革・天災等への対応

【働き方改革への対応】

設問29. 貴社が「発注側の立場」では、自社で働き方改革を行った結果、受注側企業に対しどのような影響がありましたか。／貴社が「受注側の立場」では、発注側企業の働き方改革の結果もしくはその結果と思われるものとして、どのような影響を受けましたか。

【複数回答可】 <狭義：下請法対象取引>

	2019年				2020年			
	発注側		受注側		発注側		受注側	
特に影響はない	66	84%	30	63%	66	84%	25	52%
急な対応の依頼が増加	6	8%	11	23%	1	1%	5	10%
短納期での発注の増加	4	5%	12	25%	0	0%	4	8%
検収の遅れ	1	1%	3	6%	0	0%	4	8%
支払決済処理のズレによる入金遅れ	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%
従業員派遣を要請	3	4%	5	10%	0	0%	0	0%
発注業務の拡大・営業時間の延長	5	6%	3	6%	1	1%	3	6%
その他（具体的に記述）	0	0%	0	0%	0	0%	1	2%

設問30. 発注側企業が働き方改革を行った結果、やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを発注側企業が負担しましたか。＜狭義：下請法対象取引＞

	2019年				2020年			
	発注側		受注側		発注側		受注側	
概ねできた	32	89%	18	75%	27	96%	10	77%
一部できた	4	11%	6	25%	1	4%	2	15%
あまりできなかった	0	0%	0	0%	0	4%	1	8%
該当なし	43		24		41		25	
発注側の立場にない	1		16		4		16	

【BCP対策等】

設問31. 自身の企業において、天災等への事前対策として、BCP（自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定、BCP（自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定の実施に努めていますか。＜広義：取引全般＞

	2019年		2020年	
実施済	59	71%	59	71%
実施中	22	27%	22	27%
未実施	2	2%	2	2%

設問32. 設問31. で、「未実施」の理由をお答えください。【複数回答可】＜広義：取引全般＞

	2019年	2020年
①必要性を感じないから	1	1
②BCPの策定・BCMの実施のための具体的な手法が分からないため	1	4
③その他	0	0

【新型コロナウイルス感染症拡大の影響】

設問33. 取引適正化に関する取組のうち、改善が進まなかった理由として、特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたものをお答えください。

【複数回答可】＜広義：取引全般＞

	発注側	受注側
取引価格の決定・改定	1	4
支払条件	0	1
該当なし	69	61

設問34. 設問33について、上記以外に具体的にどのような影響を受けて改善が進まなかったかお答えください。

緊急事態宣言による取引先企業担当者が出社禁止等で十分な協議が出来なかった。
受注量の低下に伴い、改善以前の段階である。
受注側の立場として、取引価格の決定・改定の交渉時にテレワークによる生産性や成果がわからない、またコロナ感染の収束がわからないので、これからの不景気感などお客様の動向が読めないことを理由に改善が進まなかった。
テレワークによる打合せ減少

V. その他

設問35. 他社へ紹介することができる、サプライチェーン全体での取引適正化に関する取組について、好事例があれば自由に記載してください。＜広義：取引全般＞

なし

設問36. 他社へ紹介することができる、サプライチェーン全体での付加価値向上に関する取組について、好事例があれば自由に記載してください。＜広義：取引全般＞

エコシステムによるシナジー効果の発揮

設問37. 取引条件の改善を進める上での課題や、業界団体や政府への対応の要望等があれば自由に記載してください。＜広義：取引全般＞

ユーザー企業の理解と実践
IT業界特有の派遣・準委任契約の時間に縛られる契約体系を改善できないか。
働き方改革による有給休暇取得推進が進められているが
派遣・準委任契約における時間制約が休暇取得の阻害となっている。
また、働き方改革では生産性向上を謳っているが時間契約では、生産性を向上させても
時間内に実施すべき仕事が増えるだけなので受注側の従業員にはメリットが薄い。
多重取引の改善（三次請け以上の禁止）